8　人畜に有毒な農薬については、その旨、使用に際して講ずべき被害防止方法及び解毒方法 9　生活環境動植物に有毒な農薬については、その旨 10～18　（略）	8　人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法 9　水産動植物に有毒な農薬については、その旨 10～18　（略）

備考

1～3　（略）

4　「6　農薬の適用病害虫の範囲、使用方法及び使用期限」の使用方法は、適用農作物等の種類ごとに、次に掲げる事項を記載すること。

一～七　（略）

様式第14号（第18条関係）

2　農薬の安全性に関する情報

（略）	
当該農薬の使用による農作物等、人畜又は生活環境動植物への害の発生に関する情報	
当該農薬の使用による農作物等、人畜又は生活環境動植物に対する影響に関する研究報告	
（略）	

様式第17号（第22条関係）

2　農薬の安全性に関する情報

（略）	
当該農薬の使用による農作物等、人畜又は生活環境動植物への害の発生に関する情報	
当該農薬の使用による農作物等、人畜又は生活環境動植物に対する影響に関する研究報告	
（略）	

備考

1～3　（略）

4　「6　農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法」の使用方法は、適用農作物等の種類ごとに、次に掲げる事項を記載すること。

一～七　（略）

様式第14号（第18条関係）

2　農薬の安全性に関する情報

（略）	
当該農薬の使用による農作物等、人畜又は水産動植物への害の発生に関する情報	
当該農薬の使用による農作物等、人畜又は水産動植物に対する影響に関する研究報告	
（略）	

様式第17号（第22条関係）

2　農薬の安全性に関する情報

（略）	
当該農薬の使用による農作物等、人畜又は水産動植物への害の発生に関する情報	
当該農薬の使用による農作物等、人畜又は水産動植物に対する影響に関する研究報告	
（略）	

（特定試験成績及びその信頼性の確保のための基準に関する省令の一部改正）

第二条　特定試験成績及びその信頼性の確保のための基準に関する省令（平成三十年農林水産省令第七十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。